

社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

令和2年7月の豪雨災害は、過去に例を見ないほどの大規模災害に見舞われ町民の生活環境に深いダメージを与えました。

今回の災害により、社会福祉協議会では、芦北町・水俣市・津奈木町、鹿児島県出水市の社会福祉協議会で締結致しております災害時相互応援協定に基づき、水俣市・出水市協議会の経験豊かな職員から指導やアドバイス等を受け、「芦北・津奈木広域災害ボランティアセンター」を設置致しました。

災害復興に対し県内から駆け付けた多くのボランティアの力をお借りし、交通が遮断された被災地では、地域の総力を結集して地域住民と共に復興復旧にあたりました。

また、災害ボランティアセンターにおいては、本会のほか、県内市町村社会福祉協議会、芦北町民生委員児童委員協議会などの各種機関・団体が力を合わせその運営にあたり、それぞれの得意分野を生かした相互協力のもと、被災者の生活課題や支援に向き合いました。

地域の持つ福祉力やつながる力はまだまだ健在であり、令和3年度は、この災害を契機に確認されたそれらの力を再度結集しながら「共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた」を推進していくとともに、法人経営の一層の健全化に努め、持続可能な地域福祉活動の体制構築を図ってまいります。

基本理念

～ 共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた ～

地域住民の「共助の心」を育て、お互いを認め合い、支え合うための活動が、人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて展開される地域社会を目指します。

基本目標

I 住民主体の地域福祉の推進（思いやりの心）

地域の福祉課題の解決を目指し、小地域を単位とし地域住民が主体となった福祉活動を支援します。

また、関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉コーディネートの充実を図ります。

II 地域福祉の担い手づくり（お互い様の心）

地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成します。

また、ボランティアへの理解やセンターの充実と福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組みます。

III 安心して暮らせる地域づくり（助け合いの心）

福祉ニーズを持つ方への自立した生活を支援できるような体制づくりに努めます。

また、災害時避難行動要支援者の支援体制の整備やネットワークづくりを進めます。

IV 地域福祉活動の基盤づくり（向上的な心）

会員の加入促進と社協の機能・体制の強化を図るとともに、広報活動の充実努めます。

事業実施計画

第3次芦北町地域福祉活動計画の基本目標の達成に向け、本年度も総務課・事業課・地域包括支援センターの2課1センターで事務・事業を担当し、情報共有を図りながら各種の事業を実施します。

◇◆◇ 社会福祉事業 ◇◆◇

I 地域福祉推進事業

1 本所運営事業

(総務課 総務係)

社会福祉法人としての公共性に鑑み、社会福祉法人芦北町社会福祉協議会事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うため、行政や関係機関との連絡・調整を図り、適切な法人運営を推進します。

1. 理事会の開催

理事（6名）により、法人の業務執行の決定を行います。

2. 評議員会の開催

評議員（8名）により、法人の運営に係る重要な事項について議決を行います。

3. 監事による監査

監事（2名）により、法人の業務執行状況、財産状況の監査を行います。

4. 法人運営事務に関する専門家への委嘱及び委託

(1) 税理士事務所へ税務会計顧問として委嘱し、適正な収支、利益及び資金計画の立案のための経営管理を行います。

(2) 社会保険労務士へ顧問業務の委託を行い、労務管理等の適正化を図ります。

5. 財政基盤の確立

芦北町等公的機関からの業務を適正な委託料にて受託するとともに、住民等からの会費及び寄付金等の協力を精力的に展開することにより財源の確保を図ります。

6. 職員の処遇改善及び資質の向上

働き方改革関連法施行に伴い、本会も職員の処遇改善に取り組みます。

また、職員の一人ひとりの能力の向上のための県社協等が主催する研修や勉強会等への積極的な参加や先進地への派遣を行うとともに、上級資格取得への意欲向上へつながるために、資格取得に係る費用の一部援助も行います。

7. 組織内連携の強化

基本理念や基本目標・計画の実施状況等の確認を行い、経営上のリスクを正しく理解し、具体的な対応策を講じるといった組織管理のあり方について、事務局長を中心とした組織体制を構築し、連携強化に努めます。

8. 広報・啓発活動の推進

地域住民、行政及び関係機関・団体への社協活動の理解を深めるため、広報やホームページを通じて活動のPRを行い、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

9. 安全衛生委員会の開催

安全衛生法の第19条の規定に基づき、職員の労働安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、安全衛生委員会を開催します。

1. 八幡荘生活支援ハウス運営事業

- (1) 居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して、健康で明るい生活ができるよう支援します。
- (2) 入居者に対する日常生活の援助、各種相談及び助言等を行うとともに、緊急時の対応並びに必要なに応じて、福祉サービス等の利用手続きの援助を行います。
- (3) 行政並びに関係機関と情報の共有を図り、施設の適正な管理と入居者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援します。
- (4) 設備等の老朽化がみられ、芦北町と連携を図りながら計画的に設備の更新、修繕を行います。

2. 八幡荘通所介護事業所

- (1) 小規模の特性を生かし、住み慣れた身近な事業所で穏やかな生活が送れるよう、地域や各種関係機関との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添うケアを提供します。
- (2) 八幡荘デイサービスセンター運営推進会議を開催し、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上に努めます。

【実施事業】

- ・地域密着型通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ・通所型サービス事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ・閉じこもり予防通所支援事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ・障がい者日中一時支援事業（芦北町障害者福祉事業）

3. 田浦福祉センター管理運営事業

町民の福祉の増進及び生活の維持向上を図るため、高齢者の生活向上を促し充実した福祉センターの管理運営業務を適切に行います。

1. 小地域福祉推進事業

地域福祉活動計画に基づき、自助・共助・公助の協働による地域福祉の推進体制の確立に向け、地域福祉活動推進員を設置し、区長、民生委員児童委員や専門機関等と連携を図り、地域住民とともに福祉の町づくりを推進します。

また、住民参加による地域課題の解決を目指し、地域福祉活動の支援や人材育成・啓発事業等を行います。人と人々が安全安心にして集まる機会を確立するため、新しい生活様式に則した事業展開を図ります。

(1) 会員・会費制度の促進

地域住民による「支え合い・助け合い」活動を推進するため、地域福祉活動への住民参加を促進します。（5月一般会員、6月は賛助・特別会員を強化月間とし実施）

(2) 地域福祉活動の支援及び助成

- ①小地域活動の支援（小地域福祉活動助成）
- ②先進的な地域福祉活動の支援（地域福祉活動モデル事業助成）
- ③安心・安全な地域づくりの支援（防犯グッズ等助成）

- ④地域住民の交流の場所づくり（ふれあい・いきいきサロン助成）
- (3) 地域福祉活動推進員の設置と育成及び活動の促進
 - ①地域福祉活動推進員会議（全体会）の開催
 - ②地域福祉活動推進員先進地視察研修の実施
 - ③地域福祉推進セミナーの開催
- (4) 芦北町地域福祉活動計画策定委員会の開催
- (5) 日常生活の維持に向けた支援
 - ①ひとり親家庭等日常生活支援事業
母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が疾病その他の理由により、日常生活に支障が生じる場合に、これらの家庭の生活の安定を図るため、その生活を支援する者を派遣します。
- (6) 相談支援体制の充実
誰もが気軽に相談できる窓口やサロン及び小地域ネットワークの活動、積極的な地域訪問を課題発見の「気づきの場」としてとらえ、実態の把握や情報提供、専門機関へのスムーズな橋渡しが出来るような体制づくりに努めます。

2. 水俣・芦北地域見守り活動推進事業 （総務課 地域福祉係）

地域福祉コーディネーターを設置し、住民主体による地域福祉活動を推進するため、生活基盤を単位とした小地域による見守り活動の推進とネットワークの構築を図ります。

また、見守り活動への住民理解と参加を深めるとともに、行政並びに関係機関・団体との連携強化と活動の担い手となる協力者（地域福祉活動推進員）の育成に努めます。

- (1) 小地域ネットワークの構築
 - ①地域福祉座談会の開催
 - ②地域福祉活動推進会議の実施
 - ③災害図上訓練（D I G）の実施
- (2) 地域福祉コーディネートの充実
 - ①芦北町見守りネットワークとの連携
 - ②「熊本見守り応援隊」活動の推進
 - ③ふれあいいきいきサロンの普及・啓発及び運営者の育成
 - ④住民参加型「地域支え合い」活動の推進
 - ⑤生活支援コーディネーターとの連携
 - ⑥協力者（地域福祉活動推進員）の育成
 - ⑦社会資源の調査・発掘と活用
 - ⑧関係機関・団体との情報の共有、交換及び連絡会議等への参加
- (3) 災害時支援体制の整備

芦北町地域防災計画を基に、災害時避難行動要支援者に対する支援として、防災に関する情報を地域住民同士が共有し「自助」「共助」につながるよう日頃からの見守り活動と一体となった取り組みを進めます。

さらに、いつ来るか分からない災害に対して、十分な訓練を行うことはもとより、発生時に実用的な災害ボランティアセンターとして運営を行うために、常時その体制を再確認するとともに、研修や訓練への積極的な参加を行います。

- ①災害時避難行動要支援者への支援体制の整備
- ②災害ボランティア及び運営ボランティアの派遣
- ③災害時における地域での対応

3. 地域福祉権利擁護事業

(総務課 地域福祉係)

住みなれた地域で安心して日常生活が送れるよう生活支援員を派遣し、認知症高齢者や知的・精神障がい者等を支援し、本事業では対応が困難な事例への対応として、芦北町地域包括支援センター等の関係機関につないでいきます。

また、利用者の増加による生活支援員の不足が予想されることから、その育成のため水俣市・津奈木町の行政及び社会福祉協議会などで、市民後見人育成の広域展開を進めていきます。

(1) 福祉サービス利用援助事業の適正な運営

- ①福祉サービス利用援助 ②日常的金銭管理 ③預かり物件の保管 ④生活状況の把握

(2) 市民後見人等養成講座による生活支援員の育成

4 地域福祉事業

(総務課 地域福祉係)

1. 共同募金運動の実施

熊本県共同募金会と連携し、共同募金運動期間における各種の募金活動を実施するとともに、新たな募金方法の開発や周知活動を行います。

(1) 共同募金芦北町分会事業

2. 共同募金配分金事業

福祉制度外のサービスの推進と、当事者や福祉団体等の支援や援助を行い、地域住民への福祉の理解を深めるための各種活動を展開します。

(1) 老人福祉活動

- ・金婚夫婦記念事業、おたより運動、地域敬老会への支援、一人暮らし高齢者等への歳末事業、一人だけの金婚記念事業

(2) 障がい児（者）福祉活動

- ・障がい者福祉施設等支援事業、障がい児（者）ふれあい交流事業

(3) 児童・青少年福祉活動

- ・子ども“ふれあい”教室、“こんにちは”赤ちゃん運動

(4) 母子・父子福祉活動

- ・親と子の一日旅行、クリスマスプレゼント贈呈

(5) 福祉育成・援助活動

- ・福祉育成事業、地域福祉整備事業、在宅介護者援助事業、生活困窮者・災害被災者援助事業

(6) ボランティア活動育成

- ①ボランティア協力校指定
- ②ボランティアセンター運営（芦北町ボランティア連絡協議会事務局）
- ③第13回火の国ボランティアフェスティバル実行委員会の開催
- ④福祉教育事業

- ・福祉・介護チャレンジ教室、福祉出前講座、福祉体験学習（ワークキャンプ）

1. 生活困窮者等自立相談支援事業

多様で複合的な問題を抱える、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

また、新たな窓口としてソーシャル・ネットワーキングサービス「LINE」を開設し、相談しやすい環境を作り、信頼関係を構築しながら伴走型の支援に努めます。

- (1) 「自立相談支援窓口」(主任相談支援員)の設置
- (2) 「総合相談窓口」(相談支援員・就労支援員)の設置

2. 生活福祉資金・福祉金庫貸付事業

低所得者世帯に属する方、経済的・社会基盤の不安定な生活困窮世帯や日常生活困難者に対し、個別の状況に応じた限度の範囲内で、低利又は無利子で適時に生活福祉資金等の貸付けを行い、専門機関との連携など相談体制の充実や相談者の生活安定の模索など総合的な生活援助活動を通して相談者等の支援を行います。

- (1) 生活福祉資金の貸付(熊本県社会福祉協議会受託事業)
- (2) 福祉金庫貸付(自主事業、1世帯 30,000円以内)

6 介護予防事業**1. 転倒骨折予防事業****(1) 介護予防事業**

- ①各公民館や統廃合校舎(拠点)等での介護予防教室を開催(70カ所)

(2) 介護予防把握事業

- ①要介護者予備軍(認知症・閉じこもり)の早期発見

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげるため、各関係機関と連携(情報の共有化)

(3) 介護予防普及啓発事業

- ①介護予防の取り組みの紹介及びホームページのチラシ配布(1回/年)

- ②関係機関等による介護予防講習会の開催

ア 歯科衛生士による口腔ケア教室(5拠点)

イ 歯科衛生士による口腔ケアフォローアップ教室(7公民館)

・佐敷地区…花岡東、鶴木山、計石

・湯浦地区…丸山、元大川内

・田浦地区…小田浦

・大野地区…松生

- ③保健師等による健康講話の開催(6拠点)

- ④介護予防の必要性の周知を目的とした各教室を開催

ア ノルディックウォーキング教室(春・秋2回/年)の開催

イ 生涯現役教室の開催(自宅で出来るストレッチ運動・音楽療法等 2回/年)

ウ 住民主体の通いの場の拡充

⑤介護予防に関するボランティア等の人材育成

ア 介護予防サポーター養成講座の開催（3回/年）

イ 介護予防サポーターフォローアップ研修会の開催（1回/年）

⑥各種研修会、講演会への参加（拠点事業の充実を図る）

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

各拠点事業での運動機能評価を実施（3回/年）

2. 水俣病発地域高齢者等在宅支援事業

水俣病発地域における高齢の水俣病被害者等が、地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、日常生活の質の向上及び社会参加の促進に資する取り組みを行います。

(1) 日常生活行動能力等向上事業

①ニーズの把握

ア 対象地区の65歳以上の方を対象に、拠点への参加がない対象者や閉じこもりの対象となっている方等に対し、訪問、相談業務を行いニーズの把握を行う（随時）

イ 地域包括支援センターや介護予防サポーター、各関係機関との連携強化と情報の共有化を図り、要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見を行う

②基本的行動機能の維持向上に資するサービス等の実施

ア 女島活力推進センターを活用し、定期的に運動等教室を開催する

拠点	対象地区	開催日
女島	福浦、沖、女島西、平生	開催日すべて（9回/月）
佐敷西	鶴木山、計石西、計石東	第1、第3火曜日（2回/月）
田浦西	田浦町1・3・4、波多島、井牟田1・2	第1水曜日（1回/月）
田浦南	小田浦5・6・7、海浦1・2	第2、第4水曜日（2回/月）

イ 対象地区で在宅訪問を行い、在宅用運動プログラムを配布する（訪問）

ウ 運動機能評価を熊本県統一の測定基準で実施する…5月、9月、12月（3回/年）
・対象地区（沿岸地域）と対象地区外（山間地域）の比較を行う

エ 提供するサービス等の質の向上等を目的とした研修会を実施する
・介護予防サポーターフォローアップ研修会（2回/年）

③講演会等の実施（関係機関等による介護予防講習会を開催）

ア 保健師等による健康講話（4回）各拠点1回/年

イ 地域リハ講演会（4回）各拠点1回/年

ウ 音楽療法教室（12回）各拠点2回/年

エ 口腔ケア教室（4回）各拠点1回/年

(2) 生きがいつくり支援事業

①地域間交流会の開催

室内でのレクリエーション大会などを通じ、他地域とのふれあい交流を行う

②世代間交流会を開催

子供（保育園児）とのふれあい交流を行う

(3) 地域住民への説明

事業周知を図るため「ゆめもやい元気だより（活動案内・報告）」を、7月、11月、3月に発行する

令和2年7月豪雨における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供します。

1. 芦北町地域支え合いセンター（専門職種）の設置

(1) 生活支援相談員

応急仮設住宅等に居住する被災者を訪問し、見守りや相談、専門職や連携機関へのつなぎ、個別自立支援計画作成等を通じて生活再建や自立を支援します。

(2) 主任生活支援員

生活支援相談員が効果的かつ効率的な活動を展開できるよう、協力団体との連絡調整、相談員のケアや困難ケースへの相談支援等のマネジメントを行います。

(3) 生活支援補助員

地域住民に身近な立場から、日常的な見守りや各種サロン・地域の縁がわでの活動を主導し、生活支援相談員とともに被災者の生活再建や自立を支援します。

2. 芦北町地域支え合いセンターの運営

(1) 事前調査

被災者の所在、ニーズ・課題の調査・把握等を行います。

(2) 総合相談窓口

被災者からの健康相談等や各種支援情報等の総合的な相談窓口を設置します。

(3) 見守り活動・生活再建支援

建設型仮設住宅、賃貸型仮設住宅、公営住宅、在宅等に居住する被災者への巡回訪問等を通じた見守りや声かけ、必要に応じた連携機関へのつなぎ、日常生活の安定確保に資する情報提供を通じて生活再建や自立を図ります。

(4) コミュニティづくりのコーディネート

サロン活動の実施や住民同士の語り合いの場の設定等により、仮設住宅内におけるコミュニティづくりをコーディネートします。

(5) ボランティア団体等との連絡調整

ボランティアの受け入れや支援物資の配布等について、ボランティア団体等との連絡調整を行います。

(6) 関係機関との連携

連携会議の設置等を通じて、専門機関や自治組織、NPO団体等、関係団体のネットワークづくりを行い、情報交換や連絡調整を行います。

II 介護保険事業

社会福祉協議会が実施する介護保険事業は、地域に密着し様々な機関・団体と連携を図りながら、利用者の生活を支え自立していただくことを目指し事業を推進します。

第3次芦北町地域福祉活動計画（平成29年3月策定）に基づき、地域の中で気軽に相談できる事業所として見守りネットワークの一端を担い、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向け、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る為、改定率プラス0.7%の介護報酬改定が行われます。

今後は、改定の視点を踏まえた経営努力により経営基盤の強化、法令順守、リスクへの迅速かつ適切な対応に努め、さらに魅力のある社協の特性を活かした介護保険事業所づくりと、町民に必要とされる介護保険事業等を芦北町と連携して進めていきます。

1 居宅サービス事業

(事業課 介護保険事業係)

1. 訪問介護事業

- (1) 「自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する」観点から、身体介護に重点を置いた事業所の運営（経営）を行います。
- (2) 事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、制度の動向を見ながら生活援助中心型の担い手の拡大を図ります。
- (3) 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活全般をサポートするため、関係機関との連携を図りながら、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- (4) 本人の尊厳を保持したケア計画に基づき、全従事者が質の高いサービスを提供し自立支援に努めます。
- (5) 事業実績により事務・事業費を抑制し、経営改善に努めます。

【実施事業】

- ・訪問介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ・訪問型サービス事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ・障がい者居宅介護事業（障害者総合支援事業）
- ・障がい者移動支援事業（芦北町障害者福祉事業）

2. 訪問入浴介護事業

- (1) 利用者の体調を第一に、身体への負担が最小限となるよう配慮しながら、安心して快適な入浴介護を提供します。
- (2) 住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、医療機関・各種関係者との連携を図りながら利用者に寄り添ったサービスを提供します。また、介護者の介護負担軽減の観点から部分浴、清拭等を医療機関等との連携を図りながら積極的に対応していきます。
- (3) 専門職種の事業所連携により提供体制の強化を図り、利用者の獲得に努めます。

【実施事業】

- ・訪問入浴介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ・介護予防訪問入浴介護事業（介護保険指定介護予防事業）

3. きずなの里通所介護事業

- (1) 地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動と連携し、利用者を支える地域連携の拠点としての機能の充実を図ります。
- (2) 地域の課題、暮らしの課題の情報を共有し、利用者の生活を支える機能や介護保険外の取り組みなど地域の連携体制に協力し、新たな事業や地域づくりに向け取り組み、“社協らしい”事業運営に努めます。
- (3) 事業実績及び進捗状況を管理し、必要に応じ利用定員の見直しや介護職員等の人員配置の適正化に努めます。

【実施事業】

- ・通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ・通所型サービス事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ・閉じこもり予防通所支援事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ・障がい者日中一時支援事業（芦北町障害者福祉事業）
- ・食の自立支援事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）

2 居宅介護支援事業

(事業課 介護保険事業係)

1. 居宅介護支援事業所

- (1) 「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、介護が必要な状態になっても、その有する能力に応じて、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、医療・保健・福祉の専門職や、地域の支え合いやインフォーマルサービスによる支援との連携を図ることにより、多職種協働による適切な介護サービスの提供に繋がります。
- (2) 特定事業所として、介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力体制の確保と他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会等を実施し、地域のケアマネジメント力向上に努めます。また、中重度者や支援困難ケースへの対応を行うとともに、緊急性のある利用者からの相談等には連絡体制を確保し対応します。
- (3) 社協のケアマネージャーとして、その役割を自覚して、地域の生活課題や福祉ニーズの発見に努め、地域と介護の連携会議や地域ケア会議等の場で情報共有し、地域に共通した課題の明確化に努めます。
- (4) 会議や多職種連携を図る場面、研修等でICTの活用を検討します。

【実施事業】

- ・居宅介護支援事業（介護保険事業）
- ・介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センター受託事業）

◇◆◇ 公益事業 ◇◆◇

Ⅲ 地域包括支援センター事業

1 介護予防ケアマネジメント事業

(芦北町地域包括支援センター)

要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて対象者自らが選択し、介護予防事業への積極的な参加と習慣化により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

1. 介護予防ケアマネジメント事業

- (1) 要支援1・2認定者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）の実施
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者への介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB・C）の実施
- (3) 介護予防支援における給付管理、請求事務の実施
- (4) 介護予防ケアマネジメントにおける請求事務の実施
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業判定会議への参加
- (6) 地域ケア会議への事例提出及び参加
- (7) 要介護（他のサービス利用のない）認定者への住宅改修支援の実施

2 地域包括支援センター運営事業

(芦北町地域包括支援センター)

1. 総合相談事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス等が利用できるよう関係機関等との連絡調整を行います。また、公的サービス以外でも地域福祉活動やボランティア活動等の非公的サービス利用も含めた支援を行うためネットワークの構築を図ります。

- (1) 各種相談受付及び介護認定申請窓口対応
- (2) 地域支援ネットワーク構築
 - ①要援護高齢者等実態調査実施（4月：民生児童委員協議会の協力）
 - ②社会福祉協議会との連絡調整（社会資源の確認（随時））
- (3) 福祉用具の貸与（緊急かつ臨時的）

2. 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性がある高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活を行うことができるよう関係機関との連携を図ります。

また、高齢者虐待や消費者被害等が未然に防止できるよう普及啓発を行います。

- (1) 高齢者虐待・消費者被害防止等の普及啓発活動
 - ①民生児童委員協議会への周知：12回／年
 - ②広報誌への掲載1回／年
- (2) 高齢者虐待を含む権利侵害等ケースへの支援（随時）
- (3) 成年後見制度利用促進（町長申立ケースへの協力：随時）
- (4) 権利擁護に関する研修（1回/隔年）

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者の状況や変化に応じた包括的及び継続的なケアマネジメント支援を介護支援専門員が実践できる地域の基盤を整えると共に、個々の介護支援専門員のサポートを行います。

(1) 介護支援専門員に対する支援

- ①介護支援専門員定例会の開催（1回/月・第3水曜日13時30分～）
- ②居宅介護支援事業所への訪問・面接（随時）

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ①在宅医療・介護連携推進会議への出席
- ②地域住民への普及・啓発活動
- ③多職種による在宅医療・介護連携に関する事例検討会や研修会への参加

(3) 地域ケア会議の開催

- ①個別会議（1回/月・第3水曜日15時～）
- ②自立支援会議（1回/月・第3木曜日14時～）
- ③地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握及び課題解決策の検討、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援

(4) 介護高齢者福祉係との連携によるケアプランチェック（給付適正化）

介護支援専門員1人に対し3ケース実施（1回/月）

(5) 住宅改修における事前訪問、軽度者への福祉用具貸与による担当者会議への参加

(6) 困難事例のサービス担当者会議参加（随時）

(7) 町内の介護従事者及び介護支援専門員の資質向上と連携強化を目的とした研修会の開催（1回/年：介護支援専門員等ネットワーク連絡会）

(8) 町内の居宅介護支援事業所との合同勉強（事例検討）会への参加

4. 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、住民への認知症に対する理解と啓発、地域や医療・介護サービス事業所、民間企業等間の見守り体制の強化を図り、地域の中で認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

①認知症初期集中支援チームに関する普及啓発

②認知症初期集中支援の実施

- ア 訪問支援対象者の把握
- イ 情報収集及び観察・評価
- ウ 初回訪問時の支援
- エ 専門医を含めたチーム員会議の開催
- オ 初期集中支援の実施
- カ 引継ぎ後のモニタリング

③認知症初期集中支援チーム検討委員会への協力

(2) 認知症地域支援・ケア向上推進事業

①認知症地域支援推進

- ア 認知症サポーター養成講座
(きずなの里…7月、八幡荘…11月、小・中学校、一般…随時)
- イ 認知症サポーターフォローアップ教室 (1回/年)
- ウ 認知症キャラバンメイト連絡会開催及びフォローアップの実施 (6月、2月)
- エ チーム員連絡調整及びチーム員会議の運営
- オ 認知症フォーラムの開催 (1回/年)
- カ 各地域での見守り体制の推進と医療・介護サービス事業所、民間企業等との連携
- キ 認知症を抱える家族の会 (たけのこ会) への活動支援
- ク 認知症カフェ開設 (月1回) 及び他地区での開設に向けた検討

②認知症ケア向上推進

- ア 認知症学習会の開催 (2回/年)
- イ 水俣芦北臨床認知症研究会世話人会への参加
- ウ 認知症ケアパスの普及
- エ 認知症に関する事業所向け研修会 (他事業連携 1回/隔年)

5. 生活支援体制整備事業

地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による多様な生活支援サービスの提供体制の構築を目指します。

(1) 地域の社会資源やニーズの把握

- ①住民と共に地域の現状把握、目指す地域像の共有を行う
 - ア 地域社会資源の把握を行い、見える化を図る
 - イ 圏域連絡会 (第2層協議体) を設置し、話し合いの場を設ける
 - ウ 地域ケア会議への参加 (毎月)
 - エ 地域福祉係が開催する地域福祉座談会への参加

(2) ネットワークの構築

- ①住民主体による支え合いの組織づくりを行う
 - ア 既存の支え合い活動の活用
 - イ 地域福祉活動推進員の活動の場の創出
 - ウ 地域高齢者の社会参加の促進
 - エ 各地域における新たな支え合い活動の支援を行う
- ②関係機関・団体等との連携を図る
 - ア 第1層、第2層生活支援コーディネータの連携・協働
 - イ 生活支援の担い手養成やサービスの開発、検討
 - ウ 協議体への参加 (2回/年)
 - エ 協議体委員による先進地視察の実施 (1回/年)

(3) 地域住民への啓発活動

- ①住民による支え合いの必要性の理解を進める
 - ア 生活支援体制整備事業について広報誌やホームページに掲載し、情報発信を行う
 - イ 地域の活動や集いの場でのPR (随時)
 - ウ 生活支援体制整備フォーラム(仮)の開催 (1回/年)

IV もやい直しセンター事業

1 もやい直しセンター運営事業

(総務課 地域福祉係)

水俣病や水俣病患者に対する差別や偏見をなくし、地域住民がそれぞれの立場や境遇を正しく理解し合い、みんなが仲良く楽しく暮らせる地域社会の実現のため、その学習の場と交流の機会を提供します。

1. ふれあい再生事業

地域住民の多様な交流を促進し、一人一人の心の絆を結び、地域全体にもやい直しの輪を広げます。

(1) 展示コーナー及び廊下壁面等を利用した水俣病関係資料等の常設資料展

(2) もやい直しイベント等の開催

①水俣病情報発信支援事業講演会（芦北町との共同開催）

②芦北町もやい祭り（女島ふれあい実行委員会との共同開催）

③きずなの里ふれあい交流まつり（共同募金地域配分事業との共同開催）

2. 生きがいつくり事業

自らの特技を活かして社会に貢献する事により、生きがいを見だし、活力ある地域社会を創造する事を目的に、リフォーム・健康太極拳の講座を開催します。

3. 施設開放事業

浴室の利用や地域や趣味活動等に施設を開放し、住民の皆様に、くつろぎの時間と空間を提供します。

V シルバー人材センター事業

1 シルバー人材センター運営事業

(総務課 地域福祉係)

高齢者の希望に応じた就業で臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し自己の豊富な経験、能力を積極的に活用し、健康で働くことにより自らの生きがいつくりや社会参加を推進します。

1. 普及啓発活動と会員の加入促進

シルバー人材センター事業を広報などにより周知し、事業の発展・拡大と会員の加入促進を図ります。

2. 安全・適正就業の推進

安全就業基準の遵守、健康管理徹底など安全就業に取り組むとともに、会員に公平・適正な就業機会を提供します。

3. 就業開拓と就業機会の拡大

就業の開拓に努め、計画的な受注活動を行い就業の機会の確保に努めます。

4. 会員の経験、能力に適した仕事の開拓

会員の経験や資格を生かし、会員それぞれが持つ能力を発揮できる仕事の開拓に努めます。

5. 研修・講習事業

安全意識の向上や就業に必要なスキルアップのために、各種講習会を開催します。

公の施設管理を代行する事業者としての自覚を持ち、営利目的に偏ることなく、お客様に良質で安全・安心な食事を安定的に提供していくことを使命として管理運営を行うとともに、多くの方に利用していただけるよう広報活動にも力を入れ増収に努めます。

また、配達業務を含め新規会員の入会を推進するとともに、御休み処会員の処遇の改善に取り組み、今後も美術館来館者の憩いの場として、さらには、近所の高齢者等の拠り所や食事の提供に引き続き貢献していきます。